

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月30日



瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第20号

瀬戸市公印規則の一部を改正する規則

瀬戸市公印規則（昭和32年瀬戸市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者	公印の種類	形式	書体	寸法	用途	管守者
市長印	<省略>					市長印	<省略>				
		古印体	5×5	住民基本台帳カード、個人番号カード並びに特別永住者証明書及び留一専用	市民課長及び支所長			古印体	5×5	住民基本台帳カード、 <u>通知カード</u> 、個人番号カード並びに特別永住者証明書及び留一専用	市民課長及び支所長
<省略>						<省略>					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。